

患者様の権利

患者様は、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。また、医療は患者様と医療提供者とがお互いの信頼関係に基づき協力してつくり上げていくものであり、患者様が主体的に参加していただくことが必要です。

1. 誰もが差別されることなく、安全かつ効果的な医療を公平に受ける権利があります。
2. 一人の人間として、その人格、価値観などを尊重され、医療提供者との相互の信頼関係のもとで医療を受ける権利があります。
3. 患者様は病気の状況、検査及び治療の方法、今後の見通しなどについて、理解しやすい言葉で、納得できるまで十分な説明と情報を受ける権利があります。
4. 患者様は治療に関して十分な説明と情報提供を受けただうえで、治療方法等を自らの意志で選択する権利があります。
なお、その際、他の病院の医師の意見（セカンド・オピニオン）をお聞きになりたいご希望がありましたら、担当医師にお申し出下さい。
5. 診療の過程で得られた個人情報などの秘密が守られるとともに、病院内でのプライバシーを保護される権利があります。
6. 自分の診療記録の開示（記載された内容の説明、閲覧及び複写など）を求める権利があります。
7. すべての患者様が、適切な医療を受けていただく権利があります。
そのため、他の患者様の治療や病院職員による適切な医療の提供に支障が生じないように、ご理解とご協力をお願いします。

この患者様の権利及び義務や、病院の診療、運営に関してお気づきの点などがございましたら、当センターの管理課庶務係まで遠慮なくお申し出下さい。



患者様の義務

当院での受診（治療）にあたり、患者様にも下記の義務を守っていただくことを要望いたします。

1. 情報を提供する義務
安全で納得できる医療を受けていただくために、既往歴やアレルギーの有無など、患者様ご自身の健康に関する情報を、医師をはじめとする医療提供者にできるだけ正確に提供して下さい。
2. 状況を確認する義務
患者様は納得のいく医療の提供を受けるため、医療に関する説明を受け、理解できないときは理解できるまで質問し確認して下さい。
3. 診療に協力する義務
 - ア 全ての患者様が適切な療養環境で治療に専念できるように、社会的ルールや病院の規則を守り、職員の指示に従って下さい。
 - イ 他の患者様や職員に対する暴言・暴力等迷惑行為はお断りします。
 - ウ 病院内では静粛にし、病院の設備・器物は大切に扱って下さい。
 - エ 病院敷地内は全面禁煙及び禁酒です。
4. 医療費を支払う義務
適切な医療を継続して受けていただくために、医療費を遅滞なくお支払いいただくことが必要です。

※義務に違反した場合

前掲の義務に違反する行為等があったときには、診療を中止することがあります。また、暴言・暴力等の行為があったときには警察へ通報いたします。

